

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 0 7 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 27 年 11 月 30 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 瀬 清

第 1 監査の対象

平戸市農業委員会

第 2 監査の期間

平成 27 年 10 月 20 日

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 25～26 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行

われているか。

④ 契約の方法及び内容は適正か。

(3) 庶務関係事務

① 公印の管理状況

② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

③ 文書の処理、整理保存状況

(4) 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成 25～26 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

【指導事項】

○農業委員会総会議事録について

農業委員会は、毎月 1 回定例総会が開催され、平戸市農業委員会会議規則第 24 条に基づき、議事録の作成と一般への縦覧に供されている。

しかしながら、出席委員の数や開催日付誤り、要点筆記の内容など正確性に欠ける部分が若干あり、中には議事録署名人の署名押印がないものがあったので、議事録に対する正確性と信頼性が損なわれないよう注意されたい。

【意見】

○農作業賃金等標準額の決定について

毎年 3～4 月に公示している農作業賃金等標準額については、農協などの各種団体等の意見を踏まえ、実勢単価に添った標準額案を農業委員会定例総会に諮って決定しているが、これまでの経過を検証した結果、そうした事前調査の資料や協議経過が明らかでない状況にある。妥当と思われる標準額を決定しても、適正であるかどうかの基準が明確でなく、説明に際しても説得力に欠けるので、より透明性・信頼性を高めるためにも、事前調査の経過を記した資料や記録を備えることが望ましい。

第6 むすび

農業委員会は会長以下 32 名の委員をもって組織運営されており、その役割は優良農地確保と有効利用、担い手への農地集積の加速化、農地の保全と耕作放棄地を解消し、施策の浸透と担い手等の課題を汲み上げ、経営の合理化を図り生産力を向上することで、農業者の地位向上に寄与していくことと思われる。

そうした中、本市の農業委員会では、農業に欠かすことのできない農地情報等を収集、把握に努める一方、それらの情報を効率的に管理し、優良農地の保全確保と担い手への農地利用集積、あるいは農地の有効利用の促進などを図るため、航空写真を活用した農地台帳をシステム化したことで農地地図や農家世帯状況、経営農用地明細表が何時でも発行可能になるなど事務の効率化が着実に進んでいる。しかし、農地の所有者本人が死亡した場合、相続人からの変更届出がなされないまま、今なお相当数の名義がそのままになっており、さらに平戸地区のように地籍調査が未完了な地区では、正確な土地情報の確保に苦慮している。

こうした状況に対し、農業委員自ら現地に赴き耕作放棄地の実態調査を行うとともに、耕作放棄地解消目標を立てて根気強く地元農家との相談業務や指導を行いながら、農地の保全活動と荒廃化への未然防止に取り組んでいるが、その実績は思うように伸びていない現状にある。26 年度の農地面積は 4,893ha で、うち耕作放棄地は 1,713ha (35%) で増加傾向にある。引き続きパトロールの強化及び継続的な指導等が必要と思われる。

また昨年度の農地法改正によって、農地・非農地の判断が農業委員会で決定できるようになったことから、農地台帳の精度を高めるためにも積極的な現況確認を行い、所有者や地域とのトラブル防止のため慎重かつ正確な情報収集が求められる。さらに、農業委員会に関連する業務として、26 年度から始まった農地中間管理事業について、農業者への周知が不十分であったため事業の進捗が遅れたと思われるので、適切な事業の管理に努められたい。

今後のわが国の農業改革は、農地利用の集積集約化や遊休農地解消措置の改善、あるいは青年等の就農促進、農業法人等の育成などを主な目標としているが、本市にあっては、高齢化や後継者不足に伴う就業人口の維持と、現在の農業者の安定した経営支援及び新たな農業戦略に対する支援活動が急務と考えられる。その一方では、多くを占める兼業農家による農地保全も重要な課題である。委員には地域のリーダーとして、関係部署や各種農業団体との連携の下、さらに信頼される農業委員会を目指して積極的に活動されることをお願いしたい。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】 地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。